

環境認証取得費補助金交付要綱

令和4年 4月 1日

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人宮崎県産業資源循環協会は、優良な産業廃棄物処理業者を育成し、環境産業の一翼を担う産業廃棄物処理業の持続的な発展を促すため、エコアクション21及びISO14001の認証を取得する県内の産業廃棄物処理事業者に対し補助金を交付することとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 優良産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の9第2号に定める産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間の特例、政令第6条の11第2号に定める産業廃棄物処分業の許可の更新期間の特例、政令第6条の13第2号に定める特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間の特例又は政令第6条の14第2号に定める特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間の特例の適用を受けるものをいう。

(2) エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、一般社団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）が定める規格に適合する環境マネジメントシステムを認証する制度をいう。

(3) ISO14001

国際標準化機構が策定した環境マネジメントシステムの国際認証規格に基づき、財団法人日本適合性認定協会が認定した登録機関が行う認定登録する制度をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 県税に未納がないこと。

(2) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、一般社団法人宮崎県産業資源循環協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（別記様式第2号）
- （2）収支予算書（別記様式第3号）
- （3）納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- （4）誓約書（別記様式第4号）

（補助金等の交付の決定）

第6条 会長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る審査により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

（補助金等の交付の条件）

第7条 会長は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するため条件を付することができる。

- 2 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 交付決定を受けた補助対象事業を対象とした他の補助金の交付を受けてはならない。

（補助金等の交付決定の通知）

第8条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知する。

（申請の取下げ）

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受

領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 会長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行等)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ会長に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第1号の場合において、収支予算書に記載された補助対象経費の増減額が20%以内であり、かつ、補助申請額が増額とならない変更である場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記様式第7号)に係る書類を添えて会長に報告しなければならない。

- 2 前条の実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) エコアクション21又はISO14001に係る認証・登録証の写し
- (4) 支払った金額が確認できる書類(領収書、請求内訳書の写し等)

(補助金等の額の確定等)

第14条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び手続)

第15条 前条により、確定通知を受けた事業者は、通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までに会長に請求書を提出するものとし、会長はこれに基づき補助金を交付する。

(書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率（又は補助額）
「エコアクション21」又は「ISO14001」を新たに取得するために要した経費のうち、認証・登録料及び審査費用	2分の1以内 （上限：10万円）